

報告第8号

市長の専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月9日

大田原市長 津久井 富雄

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年6月27日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成25年6月3日、黒羽中学校敷地内で発生した草刈り作業中の飛び石による車両損傷事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

1 損害賠償額 60,962円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し車両損害額60,962円を支払う。
- (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所

氏名